平 成 21 年 度

久留米市財政健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

久留米市監查委員

平成21年度 久留米市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条の規定に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成22年7月30日から同年8月31日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	平成21年度	平成20年度	対前年度差 (ポイント)	早期健全化 基準	備考
実質赤字比率				11.25%	「基準」は財政規模に 応じて定まる。
連結実質赤字比率				16.25%	「基準」は、財政規模 に応じて定まる。
実質公債費比率	5.1%	5.8%	0.7	25 %	
将来負担比率	50.2%	50.7%	0.5	350 %	

(注: 実質赤字比率 及び 連結実質赤字比率は、その算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」 の状態である場合には、これらの比率については「-」と表示される。)

(2) 個別意見

実質赤字比率について

平成21年度の実質赤字比率の算定結果は 1.28%となり、前年度と同じ比率となっている。早期健全化基準の11.25%と比較しても、これを下回って「良好」である。(「」は、黒字の状態を意味する。)

これは、分母となる標準財政規模が普通交付税の増加などによって増加し、分子となる一般会計等の黒字額についても、一般会計及び母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の黒字額は減少したものの、住宅新築資金等貸付事業特別会計の黒字の増加額がその減少額を上回ったことにより、全体の黒字額は増加したが、両者の増加割合の差はごくわずかであり、比率の増加又は減少にほとんど影響がなかったことによるものである。

久留米市においては、この比率は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計及びガス事業の民営化に伴い事業清算のために設置されたガス事業清算特別会計が対象であり、実質収支額では、次頁の表【参考1:実質赤字比率前年度対照表】のとおり、いずれも黒字又は0を計上している。

【参考1:実質赤字比率前年度対照表】

(単位:千円、%、ポイント) 項 目 平成21年度 平成20年度 対前年度差 一般会計 実質収支額 718,630 728,851 10,221 住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額 49,045 18,244 30,801 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額 9,483 48.191 57.674 ガス事業清算特別会計 実質収支額 0 分子(一般会計等実質収支額合計) 815,866 804,769 11,097 分母(標準財政規模) 63.506.951 62.554.206 952.745 実質赤字比率(%) 1.28% 1.28% <増減なし>

連結実質赤字比率について

平成21年度の連結実質赤字比率の算定結果は 10.10%となり、前年度の 13.71%より も黒字の割合は減少している。早期健全化基準の 16.25%との比較では、これを下回って「良 好」である。(「」は、黒字の状態を意味する。)

この比率は、その地方公共団体の全会計が対象であり、久留米市では、本年度はガス事業 の民営化に伴い廃止されたガス事業会計に代わり、ガス事業清算特別会計が加わっている。 各会計における実質収支額又は資金不足額若しくは剰余額については、次表【参考2:連結 実質赤字比率前年度対照表】のとおりであり、いずれも黒字又は0となっている。

【参考2:連結実質赤字比率前年度対照表】

(単位:千円、%、ポイント)

項目	平成21年度	平成20年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	718,630	728,851	10,221
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	49,045	18,244	30,801
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	48,191	57,674	9,483
国民健康保険事業特別会計 実質収支額	914,175	96,070	818,105
競輪事業特別会計 実質収支額	392,790	459,926	67,136
市営駐車場事業特別会計 実質収支額	3,354	3,354	0
老人保健事業特別会計 実質収支額	257,318	236,226	21,092
介護保険事業特別会計 実質収支額	299,263	570,306	271,043
後期高齢者医療事業特別会計 実質収支額	62,367	75,917	13,550
水道事業会計 資金不足・剰余額	3,494,057	3,572,684	78,627
ガス事業会計 資金不足・剰余額	-	2,595,408	(皆減) 2,595,408
中央卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	17,220	12,278	4,942
下水道事業特別会計 資金不足・剰余額	119,778	104,162	15,616
簡易水道事業特別会計 資金不足・剰余額	81	75	6
地方卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	7,644	5,068	2,576
農業集落排水事業特別会計 資金不足・剰余額	24,862	26,159	1,297
特定地域生活排水処理事業特別会計資金不足·剰余額	8,414	18,576	10,162
産業団地整備事業特別会計 資金不足・剰余額	0	0	0
ガス事業清算特別会計 実質収支額	0	-	0
分子(各会計実質収支額/資金不足・剰余額合計)	6,417,189	8,580,978	2,163,789
分母 (標準財政規模)	63,506,951	62,554,206	952,745
連結実質赤字比率(%)	10.10%	13.71%	黒字 < _{減少} 3.61 ^{ポイ} ント>

実質公債費比率について

平成21年度の実質公債費比率の算定結果は5.1%となり、前年度の5.8%と比べ好転している。早期健全化基準の16.25%と比較しても、これを下回っており、次表【参考3:実質公債費比率過年度対照表】に示されるように、「良好」な方向への動きであるといえる。

この比率が前年度に比べて向上した要因としては、ひとつには、地方債の元利償還金及び準元利償還金のうち「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」が減少したことなどにより分子が減少し、一方、標準財政規模のうち「普通交付税額」が、算定基準の変更等によって増加したことなどにより分母が増加したことで、平成21年度単年度の実質公債費比率が低下したことがある。いまひとつには、この比率が過去3か年の各単年度実質公債費比率の平均値であることから、前年度は計算の対象となっていた比較的高めの平成18年度単年度の実質公債費比率が、本年度の算定では対象外になったことの二つがあると思われる。

【参考3:実質公債費比率過年度対照表】

(単位:千円、%、ポイント)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	対前年度
分子(公債費充当財源等)	11,219,160	11,022,411	11,012,036	10,852,371	10,618,894	233,477
分母(標準税収・交付税等)	60,690,808	60,767,157	60,347,582	62,554,206	63,506,951	952,745
控除(基準財政需要額算入額)	7,787,597	7,630,412	7,922,036	7,977,515	8,176,520	199,005
実質公債費比率(単年度)	6.48649	6.38353	5.89407	5.26755	4.41416	0.85339
実質公債費比率(3か年平均)			6.2	5.8	5.1	< _{向上} 0.7 ^{ポイ} ント

(注: 実質公債費比率(単年度) は、「分子・控除」の値を「分母・控除」の値で除して求める。また、 実質公債費比率(3か年平均) は、過去3か年分の「実質公債費比率(単年度)」の値を平均して求める。)

将来負担比率について

平成21年度の将来負担比率の算定結果は50.2%となり、前年度の50.7%と比べわずかながら好転している。早期健全化基準の350%と比較しても、これを下回っており、次頁の表【参考4:将来負担比率前年度対照表】に示しているとおり、「良好」な値を維持している。

上記のとおり、本年度は数値の上では前年度と比べ大きな差はないが、比率算出の分子の構成要素である「久留米市の一般会計等が将来負担すべき債務(企業会計、一部事務組合及び設立法人などを含む。)」(以下「将来負担額」という。)や、「将来負担額」から控除することとされる「充当可能財源等」は、様々な要因により変動しているため、ここに述べておく。

まず、「将来負担額」については、「地方債の現在高」は増加しているが、「債務負担行為に基づく支出予定額」及び「設立法人の負担額等負担見込額」などは、土地開発公社が保有する土地を市が買い戻し、土地開発公社の債務が減少したことにより減少したため、「将来負担額」全体としては、約15.7億円減少している。

一方、「充当可能財源等」について見てみると、その一つである「充当可能基金」は、地域・ 生活振興基金(ガス)の新規積立などにより増加した。しかし、もう一つの「充当可能特定 歳入」の額が、都市計画税充当見込額の算定基準の変更などにより、「充当可能基金」の増加 額を上回って減少したため、充当可能財源等全体としては、約16.8 億円減少している。

このように、両者とも減少したが、「将来負担額」よりも「充当可能財源等」の減少額が大きかったため、約1.1億円の増加(増加率0.4%)となったものである。

【参考4:将来負担比率前年度対照表】

		(+12.1	13(/0(3)(1>1)
項目	平成21年度	平成20年度	対前年度差
分子(将来負担額)	165,188,962	166,760,604	1,571,642
分子(充当可能財源等)	137,380,403	139,058,624	1,678,221
分母(標準財政規模)	63,506,951	62,554,206	952,745
分母(算入公債費等の額)	8,176,520	7,977,515	199,005
炒	50.2	50.7	レ ^{比率} 0.5 ポイト

(単位:千円. %. ポイント)

(注: 将来負担比率 は、「 分子 - 分子」の値を「 分母 - 分母」の値で除して求める。)

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり意見要望を述べる。

本年度の審査では、久留米市の健全化判断比率は、黒字のために数値が表示されない実質赤字 比率及び連結実質赤字比率を除けば、法令の定める早期健全化基準を前年度以上に下回っており、 比較的良好な状態を維持しているといえる。

このことは、市長を先頭に、行政改革などへの取組を通じ、日常業務において行政活動に要する費用や債務などの削減に努め、財政当局においても財源確保についての努力・工夫がなされた 結果であると思われるので、そのことに対しては一定の評価ができると考える。

しかし、それは健全化判断比率に関してのみいえることであり、国内経済はもとより、世界経済の先行きが不透明といわれる中で、依然として本市の財政は予断を許さず、厳しい状態が続いており、一層の財政改革が求められていることは言うまでもない。

また、本市の将来的な財政負担についても、一概に楽観視して良いというものではない。というのも、平成21年度の本市財政を支え、健全化判断比率、とりわけ実質公債費比率及び将来負担比率において、これを悪化させなかった大きな要因は、その分母に算入される各項目のうち、地方交付税などの増加額が市税の減少額を大きく上回ったため、結果的に分母が増加したことにあるからである。

これについては、平成23年度には一括交付金制度の実施が予定されており、現在、それに向けた議論が国においてなされているようである。この結果によっては、将来の本市財政における新たな不安要素とならないとも限らないので、今後の動向を注視していく必要がある。

さらに、ガス事業売却による収入が基金に繰入れられたことなどにより基金残高が増大し、将 来負担比率において分子の増加が抑えられるといった、平成21年度の特殊要因と思われる事項 にも留意することが必要である。

本年度の健全化判断比率の審査において、比率及びその算定基礎となった各項目について注意 すべきことなどは、以上のとおりである。市においては、これを活用し、あるいは独自に財政指標などと併せて結果を分析することにより、本市の財政が将来にわたり真に健全な状態を保つことができるような方策を検討し、実施されることを望むものである。

平成21年度久留米市公営企業会計資金不足比率審查意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号) 第22条の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載 した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成22年7月30日から同年8月31日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

事業会計名	平成21年度 資金不足比率	平成20年度 資金不足比率	経営健全化 基準	備 考	
水道事業会計				地方公営企業法 適用企業	
ガス事業会計				(宅地造成事業以外)	
中央卸売市場事業特別会計			20 %		
下水道事業特別会計					
簡易水道事業特別会計				地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業以外)	
地方卸売市場事業特別会計					
農業集落排水事業特別会計					
特定地域生活排水処理事業特別会計					
産業団地整備事業特別会計				非適用 (宅地造成事業)	

(注1: 資金不足比率は、資金不足額・剰余額又は実質収支の算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」 の状態である場合には、この比率については「-」と表示される。)

(注2: ガス事業会計については、民間への事業譲渡に伴い、平成20年度をもって廃止された。)

(2) 個別意見

「資金不足比率」について

法適用企業である水道事業について、決算書に基づく流動比率(財務の短期流動性を示す。) は、526.2%となり資金不足額はない。

なお、経営健全化審査における資金不足比率を算出するに当たり、実質的な資金不足額を把握するため、企業会計の本来の原則である「1年基準」に基づき、仮に、流動負債に、企業債の次年度(平成22年度)償還予定額を算入して計算すると、水道事業の実質流動比率は

227.1%となるが、この場合においても資金不足額はないため、資金不足比率及び実質的な資金不足比率とも計上されず、算定上、良好な状態にあると認められる。

また、法非適用企業である7事業会計について、いずれの実質収支においても資金不足額等はないので、資金不足比率は計上されず、算定上は良好な状態にあると認められる。

(各事業の資金不足額又は実質収支については、「財政健全化判断比率審査意見書」を参照のこと。)

(3) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はない。